

身体的拘束最小化推進体制加算に係る 身体的拘束最小化に関する基本方針

■ 基本理念

当院は、患者の尊厳の保持を最も重要な基本理念のひとつとし、身体拘束を行わない医療・看護の提供に努めます。身体拘束は、原則として実施しないことを基本方針とし、やむを得ず実施する場合においても、その必要性を十分に検討したうえで、最小限の範囲にとどめ、速やかな解除に努めることを徹底し、拘束を行わない組織風土の醸成に取り組みます。

■ 身体拘束に対する基本姿勢

身体的拘束は患者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当院では、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない診療・看護の提供に努めます。

身体拘束とは

介護服・ミトンまたはメガフォン型手袋・安全帯・ベッドの4点柵を用いて身体を抑制することをいいます。

緊急やむを得ず身体拘束を行う3つの要件

【切迫性】 患者の生命・身体が危険にさらされる可能性があり、緊急性が著しく高いこと

- ①意識障害、興奮性があり身の危険を予知できない
- ②自傷・他人に損傷を与える危険性がある
- ③疾患の回復遅延や悪化が危惧される

【非代替性】身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

病室内の環境の工夫だけでは対処不能、継続的な見守りが困難な場合など

【一時性】身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

■ 組織としての取組

当院は、身体的拘束の最小化に向け、以下の取り組みを推進します。

- ・拘束に頼らないケア方法の検討と実践
- ・多職種によるチームでの評価および早期解除に向けた助言
- ・職員に対する教育・研修の実施
- ・実施状況の把握および継続的な改善

■ 身体拘束の実施状況(地域包括ケア病棟)

令和8年5月～7月 0.2%

大田市立病院
院長 山形 真吾
看護部長 原ゆかり